

令和7年（ネオ）第127号 損害賠償請求（国家賠償請求）上告事件
上告人 江口 大和
被上告人 国

上告理由補充書（1）

—黙秘権に関する憲法38条1項の解釈の誤り—

令和7年6月28日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人 弁護士 宮 村 啓 太

同 弁護士 趙 誠 峰

同 弁護士 高 野 傑

上告理由1（黙秘権に関する憲法38条1項の解釈の誤り）を以下のとおり補充する。なお、今後さらに補充書の提出を予定している。

第1 はじめに

上告理由書（2）において、憲法38条1項の黙秘権は単に「黙っていてもよい」という形式的権利ではなく、「供述を強制されない」という実質的権利であることを論じた。

この点について最高裁判所によって明確な判断が示されなければ、今後とも、黙秘権を行使している被疑者が取調べを受けることを強いられ、精神的圧迫を受けて供述の自由を害され、ひいては冤罪が生み出されるおそれがある。本件は最高裁判所によって憲法及び刑訴法の解釈が示されるべき必要性が極めて高い事案である。

第2 黙秘している被疑者の「説得」は冤罪を生み出すこと

1 黙秘しているのに取調べを強いられるのは拷問であること

江口氏は、黙秘権を行使しても56時間以上にわたる取調べを強いられ、「ガキ」「お子ちゃま」などと暴言を浴びせ続けられた。これはまさに精神的圧迫を加える拷問である。

後藤昭教授は、黙秘権を行使している被疑者が孤立無援の状態の中で「説得」を受けることを強いられるのは「自白の強要」であると指摘した（甲13号証・154～155頁）。川村検察官の取調べを録音録画した記録媒体は、この後藤昭教授の指摘の正しさを裏付けている。

2 精神的圧迫は冤罪を誘発すること

虚偽自白による冤罪は決して、物理的な拷問によってのみ生じるものではなく、精神的圧迫を加えることによっても生じる。このことは過去の冤罪事例によって裏付けられている。川村検察官のような取調べを許せば冤罪を誘発するおそれがある。

(1) 志布志事件（公職選挙法違反被告事件）

第一審の無罪判決（鹿児島地判平成19年2月23日・判例タイムズ1313号285頁）は、捜査機関による取調べを通じて信用性のない虚偽自白がなされた経過を詳細に認定している。

被告人のうち1名が公判廷において、取調官から「お前のせいで、お前のせいで」、「みんなが捕まっているから、みんながかわいそうじゃないか」、「早く反省して出ないと」、「お前が反省しないと、逮捕は何回でもできるし、ほかの人はまだ逮捕もできるけど、それでもいいのか」、「認めないと長く掛かる」などと連日激しく責め立てられたと供述した。第一審判決は、その供述はノートによって裏付けられており大筋において信用できるとした上で、被告人は「これに耐えられず、早く、解放されたい一心から取調官に迎合し、虚偽の内容の自白をしたとの疑いが払拭できない」と結論付けた。

本件において国は、黙秘している江口氏に対する川村検察官の言動が「原告自身の責任の重さを自覚し、真実を供述するよう説得しようとしたもの」などと主張しているが（第一審被告準備書面（1）11頁等）、延々と続く「説得」による精神的圧迫が虚偽自白を生み出すことが示されている実例である。

(2) 袴田事件（強盗殺人等事件）

再審無罪判決（静岡地判令和6年9月26日・裁判所ウェブサイト）によれば、取調官は逮捕された袴田氏に対し、「被害者らの写真を示しつつ、同人らに対する謝罪を繰り返し求め、自白しなければ長期間勾留する旨を告知して心理的に追い詰め、犯人と決め付けて執ように自白を迫った上、尿意を催した被告人に対し、取調室内に便器を持ち込んで排尿を促すなどの屈辱的かつ非人道的な対応を行った」とされる。袴田氏はこれによって虚偽自白をするに至った。

被疑者に有形力を行使するような物理的な拷問でなくても、このように長時間にわたる取調べを通じて、犯人であると決めつけて自白するよう「説得」し、尊厳を損なう言動をすることを許せば、虚偽自白が生み出されてしまうのである。

(3) 氷見事件（強姦及び強姦未遂事件）

国家賠償訴訟の第一審判決（富山地判平成27年3月9日・判例時報2261号47頁）によれば、「本件警察官らは、平成14年4月14日…（中略）…午後以降、それだけで違法とまではいえないまでも、強い心理的圧迫を与える態様の取調べを長時間行った結果、翌15日朝の任意取調べで、原告が犯行を自白した」。当該虚偽自白等に基づいて同15日に被疑者（原告）が逮捕された後、「本件警察官らは、平成14年4月18日以降、原告の心理的圧迫に乗じて、約1か月半にわたり漫然と『確認的』取調べ方法を続けることにより、犯行状況の主要な部分について、本件各被害者の供述…（中略）…及び犯行現場の客観的状況等と合致する回答を押しつけて、何も無いところから虚偽の自白を作出し」た事実が認定されている。

このように、暴行・脅迫等の有形力を行使しなくても、被疑者に心理的圧迫を加える取調べが長時間にわたって行われれば、被疑者の精神に動揺を生じさせ、結果として虚偽自白ひいては冤罪が生み出されてしまうことが示された実例である。

(4) 小括

以上の冤罪事件に共通するのは、いずれも取調べにおいて有形力が行使されたわけではないという点である。

各事件の取調べでは、形式上は「説得」と称した言動が、長時間にわたって行われた。しかし、その実態は、取調べの強制的雰囲気の下、被疑者に長時間にわたって精神的な圧迫を加え、黙秘や否認を続けることが不利であると信じ込ませ、虚偽の自白を選ばせるものであった。

そうして生み出された虚偽自白は、一見任意的な供述のように法廷に提出され、刑訴法322条の下で有罪認定の基礎とされる。そしてそれが誤判に至ったときには、もはや取り返しがつかない。

このような過ちを二度と繰り返さないため、いま裁判所に問われているのは、強制的雰囲気の下で長時間にわたって精神的圧迫を加える取調べのあり方に正面から向き合う姿勢である。

第3 最高裁判所によって黙秘権保障の趣旨に忠実な判断が示される必要性

1 取調べの在り方をめぐる近時の議論

再三述べたとおり、近時、取調べをめぐる問題事例が頻発し、取調べの在り方は社会の大きな関心事である。

本書面添付資料1・2¹は、黙秘している被疑者が車椅子によって留置場から連れ出されて取調べを受けることを強制された事案を報じた記事である。被疑者は刑事手続の当事者であるのに、「物」のように取り扱われて留置場から取調室に強制連行されている光景は、憲法の基本的な人権尊重の理念と到底相容れない。このような状況を生み出しているのは、黙秘権を行使しても取調べを強制することが許されるという捜査機関による誤った憲法解釈及び刑訴法解釈である。

このような捜査実務を生み出しているのは、黙秘権が行使されても取調べを継続し得るとの解釈を容認してきた、従来の裁判実務にほかならない。そのような裁判実務及び捜査実務が国際的水準から大きく立ち遅れたものであることも、これまで再三述べた。ハワイ大学教授のデイビッド・T・ジョンソン氏は、我が国の実情を踏まえ、「日本の最高裁は、取調べ受忍義務をめぐって構築してきた浅薄な法体系を再考する必要がある」と指摘している（添付資料3²）。

¹ 朝日新聞令和7年5月11日配信記事「黙秘権は『使えない武器』か 留置場から車いすで連行、異例の提訴へ」及び「目を閉じても続く取り調べが生み出すもの『おかしい』動いた弁護士」

² デイビッド・T・ジョンソン「取調べ拒否できない日本 虚構の黙秘権」世界2025年6月号220頁

このような状況の下では、黙秘権の行使後も「説得」の名の下に取調べを継続して精神的圧迫が加えられた本件について、最高裁判所が黙秘権の趣旨に忠実な解釈を示すことが、捜査機関の誤った憲法解釈及び法律解釈を是正することにつながるのであり、その意義は極めて大きい。

2 検察庁による自浄作用は全く期待できないこと

「一審判決で川村検察官の言動の一部について違法性が認定されたことを踏まえ、さすがにもう同じような不適正な取調べをする検察官は現れないだろう」、などと期待することはできない。検察庁による自浄作用と検察官の自覚に期待することは不可能である。

江口氏は、川村検察官が違法な取調べをしたことを踏まえ、検察官適格審査会に対し、検察庁法23条の規定により川村検察官の適格性を審査するよう申し出た（添付資料4）。

本年6月10日に開かれた検察官適格審査会において、この申出が審議されたようである。公表された「議事要旨」（添付資料5³）によれば、川村検察官を含めて「不適格な者はいないとの決定」がなされ、江口氏には、「御申出のあった検察官について、当審査会の審査に付すべき事情があるとは認められませんでした」と結論だけが通知された（添付資料6）。公表された「議事要旨」には、委員からの意見や質問として

- ・ 取調べ時の言動は、相手を貶めて追い込むような侮辱的で不適正なものであること
- ・ 当該検察官に対する指導・処分の状況
- ・ 当該検察官が本件以外にも不適正な取調べをしているのか否か
- ・ 当該検察官の人事評価とその相当性
- ・ 罷免の判断基準と過去に罷免をされた例の有無
- ・ 取調べの適正化に向けた検察庁の取組を進めるべきである

などの意見や質問があったとされているが、それに対しては「適宜事務当局から回答がなされた」としか記載されていない。

検察官適格審査会は、制度上は法務大臣の下に設置された外部機関とされているが、その「事務当局」を担っているのがまさに検察官であることは、公知の事実である。検察官の適格性を審査するはずの機関が検察官自身によって支えられており、審査資料となる情報の選別や提供、議事要旨の公表も検察官の意向にかかっている点で、中立性・透明性が欠如してい

³ 法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi01400001_00006.html

る問題は、以前から指摘されてきた。現に本件でも、事務当局を担う検察官らは、「当該検察官に対する指導・処分の状況」はもとより、「取調べの適正化に向けた検察庁の取組」を進めるのかについても、方針すら公にすることを回避して「不適合な者はいない」と結論付け、川村検察官による取調べの問題を幕引きしようとしている。

検察庁による自浄作用と検察官の自覚に期待することは明らかに不可能であり、また検察官の行為に対する外部的審査も機能していない。黙秘権を蔑ろにする捜査実務による冤罪を防ぐには、最高裁判所が憲法の番人としての責務を果たすことが不可欠である。本件においてこそ、黙秘権保障の趣旨に忠実な判断が最高裁判所によって示されるべきである。

以上